

令和9年度使用特別支援学級用教科用図書の採択について(小学校)

資料 1

学校名	種目	発行者	種別	図書名	選定理由
西条	生活	金の星社	一般	音のでるとけいえほん いまなんじ?	音声を聞いたり針を操作したりしながら時刻への理解を深め、日常生活で時刻を活用する力を身に付けるのに適しているため。
西条	生活	三省堂	一般	三省堂こどもことば絵じてん増補新装版小型版	分かりやすいイラストと言葉の対応を通して語彙を増やし、文字や言葉への理解を深めながら学習することができるため。
西条	生活	三省堂	一般	こどもきせつのぎょうじ絵じてん第2版小型版	季節の行事の意義について分かりやすく説明されており、児童が季節を楽しみ、季節の行事に触れることに適しているため。
西条	生活	小学館	一般	小学館の図鑑NEOのクラフトぶっく りったいやさい・くだもの館	ミシン目に沿って手で切り取りながら立体作品を作ることができ、工作が好きな児童が楽しみながら手先の巧緻性を高めることに適しているため。
西条	生活	小学館	一般	名探偵コナン実験・観察ファイル 解明!身のまわりの不思議	日常生活で生じる様々な不思議を人気キャラクターとともに学ぶ構成であり、興味・関心を高めながら主体的な学びを促すことができるため。
西条	生活	朝日新聞	一般	おえかきおりがみ 5回おったら絵をかこう!	折り方が写真で分かりやすく示されており、絵を描くことが好きな児童が興味をもって取り組み、手先の巧緻性を高めるのに適しているため。
西条	国語	学研	一般	小学全漢字おぼえるカード	漢字をパーツに分け、短い文で漢字の書き方と読み方が説明されており、文を読みながら楽しく漢字を覚えることに適しているため。
西条	国語	リーブル	一般	あっちゃんあがつくたべものあいうえお	かわいいイラストに平仮名1文字から始まる言葉や文章がリズムよく表記されており、楽しみながら文字や言葉を習得できるため。
西条	国語	リーブル	一般	カっちゃん力がつくたべものカタカナあいうえお	あいうえお順にかわいいイラストと片仮名から始まる言葉がリズムよく表記されており、楽しみながら文字や言葉を習得することに適しているため。
西条	国語	喜楽研	一般	ゆっくりていねいに学びたい子のための作文ワーク初級Ⅰ	書き込み式や選択式となっており、書くことが苦手な児童が無理なく学習でき、基礎的な内容の定着を図れるため。
西条	国語	喜楽研	一般	ゆっくりていねいに学びたい子のための読解ワーク1ー2	豊富なイラストや図を手掛かりに学習内容を理解しやすく、無理のない問題構成で学習を進めることができるため。
西条	国語	喜楽研	一般	ゆっくりていねいに学びたい子のための読解ワーク2ー1	豊富なイラストや図を手

令和 8 年 5 月 1 5 日

令和 9 年度に東広島市立学校で使用する教科用図書の採択方針

東広島市教育委員会

1 採択の基本

教科用図書は、学校教育において、教科の主たる教材として使用される重要なものであることを認識し、教育基本法（平成 1 8 年法律第 1 2 0 号）や学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）で明確に示された教育の理念や目標及び小学校学習指導要領（平成 2 9 年文部科学省告示第 6 3 号）、中学校学習指導要領（平成 2 9 年文部科学省告示第 6 4 号）及び特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成 2 9 年文部科学省告示第 7 3 号）に示された各教科の目標や内容等に則り、広島県教育委員会の指導・助言のもと、本市の児童生徒に最も適切な教科用図書を採択する。

2 適正かつ公正な採択の確保

教科用図書発行者等による宣伝行為等に影響されることなく、採択権者の権限と責任において、採択における適正、公正を期す。

3 開かれた採択の推進

次の事項について、採択後、公表する。

- (1) 採択結果及び採択理由
- (2) 調査研究報告書
- (3) 教育委員会会議の議事録
- (4) その他開かれた採択を推進する観点から有用と思われる情報

4 手続等

(1) 小中学校用教科用図書について

令和 8 年度の教科書採択については、令和 7 年度に採択したものと同一の教科書を採択する。

(2) 学校教育法附則第 9 条の規定による教科用図書について

ア 学校教育法附則第 9 条の規定による教科用図書（以下「一般図書」という。）の使用は、小・中学校の特別支援学級で特別の教育課程を編成する場合において、検定済教科用図書又は文部科学省著作教科用図書を使用することが適当でないときに限られる。したがって、文部科学省の検定を経た下学年用教科用図書又は文部科学省著作教科用図書の

- (イ) 特別支援学校の小・中学部において、検定済教科用図書又は著作教科用図書の
ない場合
 - (ウ) 特別支援学校の小・中学部において、重複障害を有する児童生徒について特
別の教育課程を編成する場合に、検定済教科用図書又は著作教科用図書を使用
することが適当でない場合
- イ 各学校は、教科書選定会議等を設置し、教科用図書を種目ごとに選定するととも
に、選定理由書を採択権者に提出する。

令和 9 年度使用

学校教育法附則第 9 条第 1 項の規定による教科用図書

選 定 資 料

令和 8 年 6 月

広 島 県 教 育 委 員 会

小・中学校等の特別支援学級及び特別支援学校の小・中学部で使用する
学校教育法附則第 9 条第 1 項の規定による教科用図書について

小・中学校等の特別支援学級及び特別支援学校の小・中学部で使用する教科用図書は、文部科学大臣の検定を経た教科用図書（以下「検定済教科書」という。）、文部科学大臣が著作の名義を有する教科用図書（以下「著作教科書」という。）及び学校教育法附則第 9 条第 1 項の規定による教科用図書（以下「一般図書」という。）である。

次の場合には一般図書を使用する。

- ① 小・中学校等の特別支援学級において、特別の教育課程を編成する場合で、検定済教科用図書を使用することが適当でない場合（関連法令：学校教育法施行規則第 138 条、第 139 条）
- ② 特別支援学校の小・中学部において、検定済教科用図書又は著作教科用図書のない場合（関連法令：学校教育法施行規則第 135 条第 2 項）
- ③ 特別支援学校の小・中学部において、重複障害を有する児童生徒について特別の教育課程を編成する場合で、検定済教科用図書又は著作教科用図書を使用することが適当でない場合（関連法令：学校教育法施行規則第 131 条第 2 項）

目 次

○ 小・中学校等の特別支援学級及び特別支援学校の小・中学部 で使用する教科用図書のうち、学校教育法附則第9条第1項 の規定による教科用図書の「選定資料」について……………	1
○ 発行者の略称等……………	2
○ 令和8年度に調査・研究を行った図書の一覧……………	4
○ 教科等別一覧……………	5
▪ 生活	
▪ 社会	
▪ 音楽	
▪ 図画工作、美術	
▪ 体育、保健体育	
▪ 道徳	
○ 発行者別一覧……………	7
○ 教科用図書における文字の書体及び大きさ……………	12
☆ （参考）令和8年度用一般図書契約予定一覧	

教 科 等 別 一 覽

発 行 者 別 一 覧

UD フォント

文 字	ポイント (大きさ)
あ8Aa	7
あ8Aa	8
あ8Aa	9
あ8Aa	10
あ8Aa	10.5
あ8Aa	11
あ8Aa	12
あ8Aa	13
あ8Aa	14
あ8Aa	15
あ8Aa	16
あ8Aa	17
あ8Aa	18
あ8Aa	19
あ8Aa	20
あ8Aa	21
あ8Aa	22
あ8Aa	23
あ8Aa	24
あ8Aa	25
あ8Aa	26
あ8Aa	27
あ8Aa	28
あ8Aa	29
あ8Aa	30

令和 8 年度用一般図書契約予定一覧

令和8年3月5日

